神奈川県選挙管理委員会表彰規程

昭和34年８月28日  
選挙管理委員会告示第94号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和44年７月16日選挙管理委員会告示第53号 | 昭和49年８月23日選挙管理委員会告示第82号 |

神奈川県選挙管理委員会表彰規程を次のように定める。

神奈川県選挙管理委員会表彰規程

（目的）

**第１条**　この告示は、神奈川県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が行う選挙に関する優良な団体又は個人の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

（団体の表彰）

**第２条**　市区町村選挙管理委員会（以下「市区町村委員会」という。）で次の各号の一に該当するものは、市町村選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）の委員長の推せんに基き、県委員会が選考の上これを表彰する。

(１)　長年、各種選挙の管理執行に過誤がなく、委員会業務の運営処理が、特に優良で、他の模範となるもの

(２)　国又は県の選挙において、管内の投票成績が特に優良であったもの

(３)　明るい選挙の推進に積極的に努力し、多大の成果をあげ、他の模範となるもの

（個人の表彰）

**第３条**　県委員会の職員又は市区町村委員会の委員長、委員若しくは職員で、次の各号の一に該当するものは、県委員会の職員にあっては県委員会の書記長、市区町村委員会の委員長、委員又は職員にあっては当該市町村委員会の推せんに基き、県委員会が選考の上これを表彰する。

(１)　長年、市区町村委員会委員長又は委員として、委員会の運営、各種選挙の管理執行について、著しい功績があり、また、明るい選挙の推進のために、積極的に努力した者

(２)　長年、県委員会職員として、各種選挙の執行、関係法規の研究整備、明るい選挙の推進及び市町村委員会の指導にあたり、よくその職務を遂行し、他の模範となる者

(３)　長年、市区町村委員会職員として、選挙事務の適正、円滑な処理、関係法規の研究及び明るい選挙の推進にあたり、おう盛な責任感をもつて、よくその職務を遂行し、他の模範となる者

（明るい選挙推進団体又は功労者の表彰）

**第４条**　明るい選挙の推進に寄与した団体又は個人で、次の各号の一に該当するものは、県委員会の委員長又は市町村委員会の推せんに基き、県委員会が選考の上これを表彰する。

(１)　明るい選挙推進団体又はその他の団体で、明るい選挙の推進に積極的に協力し、多大の成果をあげたもの

(２)　明るい選挙推進の指導者又は協力者として、熱意をもつてその推進に尽力し、明るい選挙の実現に寄与した者

（表彰の方法）

**第５条**　表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行い、これに金品を添えることができる。

（委任規定）

**第６条**　この告示に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、県委員会の委員長が定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、昭和34年８月１日から適用する。

附　則（昭和44年７月16日選挙管理委員会告示第53号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（昭和49年８月23日選挙管理委員会告示第82号）

この告示は、公表の日から施行する。